

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以降の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第186回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「デジタル庁（情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、内閣総理大臣から当委員会に対し、全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について、事務局より概要を説明いたします。

内閣総理大臣が実施する「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議を頂きたく存じます。

では、まず、資料1-1に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、評価書の7から9ページまでの別添1を御覧ください。

評価対象の事務は3つございます。

1つ目は、8ページ（1）の図を御覧ください。情報提供ネットワークシステムが情報照会者等から受領した住民票コードから連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存した後、連携用符号から情報提供用個人識別符号を生成し、情報照会者等に送信する事務です。

2つ目は、8ページ（2）の図を御覧ください。情報提供ネットワークシステムが情報照会者から情報提供用個人識別符号による情報照会要求を受信し、情報照会が番号法で認められる範囲かどうかの確認を行った後、情報提供用個人識別符号と照会内容等を情報提供者に送信し、情報提供者が情報照会者に特定個人情報を提供するように媒介する事務です。

3つ目は、9ページ（3）の図を御覧ください。情報提供ネットワークシステムが情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を情報提供等記録ファイルに保存し、国民や個人情報保護委員会からの提供の求めに応じて情報提供等記録を提供するように情報提供等記録を管理する事務です。

今回、情報提供ネットワークシステムの基盤更改に伴い、特定個人情報ファイルのデータを旧基盤から新基盤へ移行する予定です。これに伴い、特定個人情報ファイルのデータ移行に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

特定個人情報ファイルのデータ移行に係るリスク対策の例として、32ページの「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の「【情報提供ネットワークシステム移行について】」及び「【情報提供ネットワークシステム移行の際に特に想定されるリスクに対する措置】」を御覧ください。

主なリスク対策として、4つ記載しております。

1つ目は、特定個人情報のデータ移行は同一センター内のLAN接続で行い、第三者がアクセスできないようにしております。

2つ目は、移行用一時ファイルを暗号化することで、ファイルが漏えいしてもそのまま利用できない仕組みとし、暗号化パスワードは職員のみが把握し、事業者には開示されないようにしております。

3つ目は、移行用一時ファイルとそのフォルダへのアクセスを制限し、一般ユーザからのアクセスを不可としております。

最後に、データ移行時において、作業等によるデータの詐取や外部へのデータ漏えいの予防のために、ログ情報等の統合分析・監査を行うシステムを用いて、作業ログ等を監視・分析し、不正の兆候や不正アクセスの検知を行います。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で、評価書を御審査いただき、承認するかどうか、御審議願います。

まず、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しております。

次に、「特定個人情報ファイル（連携用符号発行管理ファイル）」及び「特定個人情報ファイル（情報提供等記録ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しております。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、20ページを御覧ください。

「情報提供ネットワークシステムのシステム基盤の更改に伴い、特定個人情報ファイルをデータ移行する際のリスク対策について具体的に記載」しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、21ページ上段の総評を御覧ください。

これまで、主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットを通じて外部に特定個人情報が漏えいしないよう、情報提供ネットワークシステムをインターネットから物理的に分離する旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが必要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、内閣総理大臣に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務の全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、監督関係者以外の方は御退席を願います。

(監督関係者以外退出)

○丹野委員長 では、議題2「監視監督について」について、事務局から説明をお願いい

たします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、議題2の資料については公表しないこととし、その他の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。